

奈良県告示第十七号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和八年四月十七日

奈良県知事 山下 真

登録番号 （奈良県 ）	肥料の種 類	肥料の名 称	保証成分量 （%）	その他の 規格	有効期限	生産業者の氏 名又は名称及 び住所
第七七一 号	蒸製蹄角 粉	一三・〇 蒸製蹄角 粉	窒素全量 一三・〇	該当無し	令和十四 年四月十 五日	岡本情治 北葛城郡広陵 町大字百濟一 一四三の四